

定款

(議事録) 第 21 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

改正

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議長及び会議において選任された議事録署名人 2 名が前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 役員 第 23 条

3. 代表理事以外の理事のうち、7 名を業務執行理事とする。

改正 3. 代表理事以外の理事のうち、7 名以内を業務執行理事とする。

第 24 条

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。代表理事をもって会長とし、業務執行理事のうち、3 名を副会長、1 名を専務理事 2 名を常務理事、1 名を事務局長とする。

改正

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 代表理事をもって会長とし、理事会の決議により、業務執行理事のうち、副会長 2 名以内、専務理事 1 名、常務理事 2 名以内とする。
- 4 業務執行理事に有識者理事を 2 名以内選任する。

3. 監事は、 4 監事は、

4. 各理事に 5. 各理事に

5. 他の同一の 6. 他の同一の

第 6 章 理事会

(議長) 第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

改正

理事会の議長は、代表理事がこれに当たり、代表理事が事故又は欠けたときは、専務理事、副会長、常務理事の順序でこれに当たる。

(議事録) 第 41 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他 の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

改正

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名・押印をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

附則に追加

2. (令和 6 年 6 月 1 日令和 6 年度定時社員総会決議) この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。